

横浜市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市国民保護協議会条例（平成17年12月横浜市条例第114号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、横浜市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）に基づき実施する。

2 会議の公開に関し必要な事項は、横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月26日市市情報第44号）の定めるところによる。

3 会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で、傍聴券の交付を受けなければならない。

4 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第4条 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第6条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、横浜市総務局危機管理室長が招集し、議長を務める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務局危機管理室危機管理部防災企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。